

意見提出者	ソフトバンクＢＢ株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
1. 項目	固定電話における 0AB～J 番号品質基準の見直し
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、0AB～J 番号を使用する IP 電話の品質基準は、端末設備相互間における総合品質（総合音声伝送品質（R 値）および遅延時間）として、規定されている。</p> <p>上記品質基準に関して、アナログ固定電話と同等の品質を維持すべきものとされているが、これは携帯電話相当より厳しい閾値となっている。通信事業者が新たに 0AB～J 番号を使用する IP 電話のサービス提供を考える際に大きな障害（技術基準に適合するための設備投資等）となっており、延いては 0AB～J 番号を使用する IP 電話サービスの新規参入および普及を阻害していると思われる。</p>
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	昭和 60 年郵政省告示第 228 号「事業用電気通信設備規則の細目」第 4 条
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	現在、携帯電話の国内契約台数が 1 億 2000 万を超え、固定電話、IP 電話の約 2 倍となっており、もはや国民が音声通信に期待する品質基準は、携帯電話相当で満たしていると考えられるため、当該制度の見直しを行い、広く IP 電話の普及促進を促すべきと考える。